

中國南北朝時代の葬送文書

——北齊の《王江妃隨葬衣物疏》を中心として——

浅見直一郎

中国の漢人社会では、死者を葬るとき、副葬品のリストを作成して死者とともにあの世へ送る、という風習があつた。このリストを隨葬衣物疏と呼ぶ。

この風習がいつごろ始まつたのかは解らないが、古くは戦国時代（前四～三世紀）の墓から出土した例が複数あり、つづく秦漢時代にもいくつかの出土例がある。なかでも有名なのは、湖南省の馬王堆漢墓の例で、その一号墓からは、竹簡實に三百十二枚におよぶ膨大なものが出土している。このような竹簡や木簡に書かれた副葬品のリストを、現代の研究者は「遣策」と呼んでいる。魏晉南北朝隋唐時代にもこの風習は続いており、いくつかの出土例がある。なかでも、新疆ウイグル自治区の吐魯番盆地からは、五十八例という大量の出土を見ている。また、少數ながら中國内地からも出土しており、副題に掲げたものはその一例である。なお、隨葬衣物疏とは、本来この時代のものを対象とした名称だった。前の時代の遣策と同じ性格のものだが、それぞれの時代の研究者が、それぞれに名前を付けたのである。

唐末になると、隨葬衣物疏の出土例は無いが、しかし、この風習そのものは根強く続いていたようである。例えば、今世紀初めの記録に、「今の湖南省には、あの世へ送る品物のリストと死者の身分証明書とを紙に書き、それを燃やす、という習慣があ

る」と言っている。これは、紛れも無く隨葬衣物疏である。おそらく、紙に書いて燃やすことが普通になつたため、風習としては依然として行われていたのだが、遺物が残らなかつたのだろう。ところで、「隨葬衣物疏とは副葬品のリストである」と述べたが、実は、多くの場合、リストに何らかの文言が付加されている。この文言の内容はだいたい決まっていて、「死者があの世まで無事に到達できるように」、もしくは「死者の持ち物が他人に横取りされないように」といった意味のことが書かれている。

隨葬衣物疏の中には、付加文言が通行手形の形式をとるものがある。通行手形には、旅行者の携行品を列記した部分があるから、このようない隨葬衣物疏の場合、付加文言と言っている部分が実は通行手形の本文であり、リストの部分は旅行者の携行品のリストに当たるのであって、全体としては「死者が持つ、あの世への通行手形」という性格のものになっている。ただ、通行手形の形式をとっていない隨葬衣物疏も多いので、すべてのものをこのよう理解してよいかどうかは、まだ検討の余地が残る。

なお、隨葬衣物疏と類似した内容を持つものとして、墓券と鎮墓文とがある。墓券は、墓の土地を購入した証文の形をとっているが、そこには「この土地は、葬られている誰それのものであるから、ここにおさめられている品物を他人が横取りしてはならない」といった内容の文言がよく見られ、隨葬衣物疏との共通性を示している。また鎮墓文というのは、鎮墓瓶（油徳利のような形の壺）の側面に、死者が安らかに眠れるようにとの願いをこめて書き込まれた文章で、やはり隨葬衣物疏の文言とよく似ている。この两者と隨葬衣物疏とは、内容だけではなく、言葉づかいもよく似ているので、読解を進める際には有力な手掛かりを与えてく

れることが多い。

ここで、隨葬衣物疏の実例として、北齊の武平四年（五七三）に書かれた『王江妃隨葬衣物疏』を取り上げ、検討を加えることにする。先に述べたように、南北朝時代の隨葬衣物疏には中國内地で出土したものが少ないので、その中にはこれは貴重な遺例であり、また記述の分量が多く、内容も豊富である。しかし、從来字句の解釈にまで立ち入った研究はなされておらず、読み方も確定されていないのが現状である。

この隨葬衣物疏を一般に紹介したのは、一九〇九年に刊行された端方の『陶斎藏石記』であり、その巻二三に、「高僑為妻王江妃造木版」のタイトルで、全文の移録と解説とを載せている。出土時期は不明だが、出土地と出土状況とが書かれているので、おそらく十九世紀の後半であろう。

その後、一九五六年、史樹青氏が新出土の『潘氏隨葬衣物疏』の類例として紹介し『考古通訊』一九五六—一）、一九六一年には池田温氏が『陶斎藏石記』に基づいて断句を施した錄文を発表した（『國際東方學者會議紀要』六）。次いで『文物』一九六五—一〇に図版が紹介され、これを参考して原田正己氏が錄文を発表している（『東方宗教』二九一九六七）。

本文は「（北齊武平四年（五七三）七月六日」という日付に始まり、「叔迦文仏の弟子高僑が、現住地の振坦（＝震旦）國土に申し上げます」と続く。役所への申請の文書のような形であり、「振坦國土」は申請先の役所という位置付けになっている。申請の内容は、だいたい次の通りである。

一、高僑（自分）は、冀州勃海郡の出身だが、転勤によって現住地に来て、そのまま居住している。

一、今日、妻の王江妃が死に、死者の里へ行くことになった。
一、江妃は生前たいへん信心が篤く、斎戒を欠かさなかった。
一、このたび仏と花を取りに行つたまま返らないことになった。
一、江妃の臨終の時、天帝と大権（仏）とが靈魂を迎えに来て、あの世への通路を司る者たちに対して（次のような）詔勅を下した。『江妃の携行品を留め置いてはならない。江妃を引き留めたら、その者の身首をこなごなに碎く。』

この申請の部分に統いて「故に移す」という二字がある。「移」とは公文書の一形式で、平行文書をいう。民間人として申請を行つてゐる高僑が、公文書を発信できるとは考えがたいので（ただし、この文書は公文書そのものではないから、異説も成立し得る）、この「移」は、申請を受理した振坦國土が、あの世への通路を司る者たちに宛てたものと解釈できる。そして、最後に「即期」という呪文（急急如律令）の変形が来て、全文が終わつてゐる。

以上を要するに、この隨葬衣物疏は、

- ① 死者の夫が現住地の「國土」に対し、天帝・大権の詔勅を引用して、妻が死者の里まで無事に通行できるよう申請した。
 - ② 「國土」は、申請を受けて、通過地の管理者に宛てて、彼女を無事に通過させよ、という「移」を出した。
- という複合文書の形式を取つており、内容は、死者の通行手形と呼ぶべきものであることがわかる。
- 一方、あらわれれる用語を見ると、公文書用語のほかに、仏教による言葉が頻出しており、中国古來の習俗（戦国時代以来の遣策・隨葬衣物疏）の中に、仏教的因素が浸透していくあたりを示している。